

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		許可条件違反者に対する措置命令、許可の取消し
根拠条例・規則名		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
条 項		第 10 条
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 （電話：048-829-1331）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	許可条件違反者に対し、次の 1 から 3 に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、次の 1 から 3 に掲げる場合は、その許可を取消すことができる。 1 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。 2 生態系の保護のため必要があると認めるとき。 3 捕獲等又は採取等の際し、住民の安全の確保若しくは指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 15 日設定 令和 5 年 4 月 1 日最終改正
備 考		